

奈良県教育委員会

週報

第2314号

平成31年4月4日発行

目 次

(件 名)	(宛 先)	(主管課)	(頁)
平成31(2019)年度週報発行予定表		企画管理室	1
行事参加等共通仕様書		企画管理室	2
奈良県立美術館 特別展「ヨルク・シュマイサー 終わりなき旅」の鑑賞について	各市町村教委教育長 各 学 校 校 長	企画管理室	3
平成31年度「奈良県教育週間」について	各市町村教委教育長 各 学 校 (園) 長 学校以外の各県立教育機関の長	教育政策 推進課	6
2020年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	各市町村教委教育長 各 中 ・ 高 等 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	学校教育課	7
平成31年度学校学生生徒旅客運賃割引証の交付申請について	各 公 立 中 ・ 高 等 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	学校教育課	21
平成32年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者選考・選抜の日程について	各市町村教委教育長 各 中 学 校 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	学校教育課	26
2019年度高等学校卒業程度認定試験の実施について	各市町村教委教育長 各 中 ・ 高 等 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	人権・地域 教育課	28
管理職「人権教育」研修講座の開催について	各市町村教委教育長 各 公 立 学 校 長	人権・地域 教育課	32
平成31年度奈良県立教育研究所”教育セミナー2019”～次世代の教育を考える～の開催について	各市町村教委教育長 各 学 校 (園) 長	教育研究所	34
平成31年度「奈良県幼児の運動能力等実態調査」調査実施園の募集に	各市町村教委教育長 各 園 長	教育研究所	38

ついて

平成31年度「奈良県幼児の運動能力等実態調査」実施連絡会の開催に
各市町村教委 教育長 教育研究所 41
各園 長
ついて

(次の週報は、平成31年4月11日(木)発行の予定です。)

平成 3 1 (2019) 年度週報発行予定表

月	週 報 発 行 日		
4 月	4 日 (木)	1 1 日 (木)	2 5 日 (木)
5 月	1 6 日 (木)	3 0 日 (木)	
6 月	1 3 日 (木)	2 7 日 (木)	
7 月	1 1 日 (木)		
8 月	1 日 (木)	2 9 日 (木)	
9 月	1 2 日 (木)	2 6 日 (木)	
1 0 月	1 0 日 (木)	2 4 日 (木)	
1 1 月	7 日 (木)	2 1 日 (木)	
1 2 月	5 日 (木)	1 9 日 (木)	
1 月	9 日 (木)	2 3 日 (木)	
2 月	6 日 (木)	2 0 日 (木)	
3 月	5 日 (木)	1 9 日 (木)	

※週報は、原則隔週木曜日発行とします。

行事参加等共通仕様書

(参加基本様式)

参加申込書				
_____年 月 日				
_____ 殿				
所 属 _____				
所属長 _____				
下記のとおり申し込みます。				
職 名	氏 名	(A)	(B)	(C)

◎ 参加基本様式記入上の注意

- 1 用紙の大きさは、A 4 判又ははがきとします。
- 2 アンダーラインの箇所は、必ず記入してください。
 - ① 研究会・研修会・大会等の名称を「参加申込書」の前に記入してください。
 - ② 宛先は、「殿」の前に「県立教育研究所長、〇〇研究会長、奈良県教育委員会事務局 〇〇課長、〇〇室長」などを記入してください。
- 3 表の中の項目で使用しないものについては、記入欄は空白のままにしておいてください。
なお、週報に掲載された通知等の文書の項目を必ず確認してください。

教 企 第 1 号

平成31年4月4日

各市町村教委教育長 }
各 学 校 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

奈良県立美術館 特別展「ヨルク・シュマイサー 終わりなき旅」 の鑑賞について（通知）

このことについて、平成31年4月13日（土）から奈良県立美術館で下記のとおり特別展が開催されますので、児童及び生徒の鑑賞について特段の御配慮をお願いします。

記

1 展覧会名

特別展「ヨルク・シュマイサー 終わりなき旅」

2 開催趣旨

ヨルク・シュマイサー（Jörg Schmeisser, 1942-2012）は、世界を舞台に活躍した銅版画家で、ドイツに生まれハンブルクに学び、京都に留学、のちにはキャンベラに移り住みオーストラリアの版画教育に尽力した。「旅する版画家」と称されるように、中東、アジア、ついには南極に至る世界各地を訪ね、出会った風景や事物を銅版画に刻んだ。

しかし、シュマイサーは、単に旅先の風景を描いた画家ではなく、繰り返し訪ねた京都やヴェネツィア、長い年月を経て再訪したアンコールの遺跡、数千万年をかけ形成されたオーストラリアの岩山、漂流し崩壊しダイナミックに姿を変えていく南極の冰山、季節がめぐるたびに描いた新芽、アトリエの前の海岸に流れ着いた貝殻—マクロからミクロまで、彼が描くすべての底流をなしていたテーマが「変化」であり、世界そして自分自身に起こる変化を版画の画面に捉えようとする生涯をかけた試みは、優れた作品を創り出した。

国際的に活躍したシュマイサーはまた、日本を深く愛したアーティストでもあり、古典文学に親しみ、水墨画を学び、各地を訪ねてはさまざまな人々と語り合った。若き日に出会った日本美術は生涯に渡る影響を及ぼしたが、奈良もシュマイサーと関わりの深い土地である。

奈良・高取町の版画工房・車木工房へ招かれたシュマイサーは、そこで銅版画の技術指導を行うとともに、個展を開催するなど活発に自身の創作活動を展開した。妻敬子氏の実家でもある奈良は、まず唐招提寺へ寄って挨拶をするというほど、慣れ親しんだ土地である。

また、シュマイサーの心に深く刻まれたのは、自分の仕事に真摯に取り組む日本人の誠実な姿勢と誇りであったとも語っている。日本文化の発信が求められる今、自らの視点で日本を理解しようとしたシュマイサーのあり方は、国際理解に大切なヒントを与えてくれる。

作品とその人柄で出会った人々を魅了し続けた画家は、2012年6月、病のため惜しまれながら70歳で世を去った。逝去後初めて開催される本格的なこの回顧展では、生涯のテーマ「変化」を軸に、国内外のコレクションより出品される初期から晩年までの代表作180点でヨルク・シュマイサーの軌跡をたどる。

3 開催場所

奈良県立美術館

〒630-8213 奈良市登大路町10-6

TEL 0742-23-3968

4 会期等

会 期 平成31年4月13日(土)～令和元年6月2日(日)

休 館 日 月曜日。ただし、4月29日(月・祝)及び5月6日(月・祝)は開館

開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

5 観覧料

一 般 800円(600円)

大・高生 600円(400円)

中・小生 400円(200円) ※ ()内は団体料金(20人以上)

※次の方は無料

(1) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と介助の方1人

(2) 外国人観光客(長期滞在者・留学生を含む)と付添の観光ボランティアガイドの方

6 関連事業(※ミュージアム・コンサート以外は観覧券が必要。参加無料)

(1) 講演会「シュマイサーと日本」

講師 版画家 黒崎 彰 氏

日時 5月5日(日・祝)午後2時～午後3時30分 定員80人

会場 レクチャールーム

(2) 特別ギャラリートーク「シュマイサーの作品から見た南極」

講師 国立極地研究所准教授 橋田 元 氏

日時 5月4日(土・祝)午後2時～午後3時30分 定員80人

会場 レクチャールーム

(3) ワークショップ「メディウムを使った凹版画体験」

講師 版画家 松井 亜希子 氏、版画家 野嶋 革 氏

日時 4月29日(月・祝)午後1時～、午後3時～

各回定員15人(当日受付)

会場 レクチャールーム

(4) 美術講座「シュマイサーと奈良」

講師 当館主任学芸員 深谷 聡

日時 5月26日(日)午後2時～午後3時30分 定員80人

会場 レクチャールーム

(5) ギャラリートーク

担当 当館学芸員

日時 4月27日(土)、5月18日(土)、6月1日(土)午後2時～午後3時

会場 展示室

(6) 体験コーナー「シュマイサー作品と一緒に写真を取ろう」

(7) ミュージアムコンサート

日時 4月14日(日)、20日(土)、21日(日)、27日(土)、28日(日)

5月2日(木・祝)、3日(金・祝)、11日(土)、12日(日)、

18日(土)、19日(日)、25日(土)

6月1日(土)、2日(日)

7 奈良市による連携展示(※観覧無料)

「奈良市とキャンベラ 交流の軌跡～未来へ」

2018年10月に姉妹都市提携25周年を迎えた奈良市とキャンベラ。写真や関連の品々をとおして、両市の交流の歴史～現在を紹介する。

会場 当館ギャラリー

問合せ先 奈良市観光戦略課

TEL 0742-34-1965

教 推 第 2 号

平成31年4月4日

各市町村教委教育長
各学校（園）長
学校以外の各県立教育機関の長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

平成31年度「奈良県教育週間」について（通知）

平成31年度「奈良県教育週間」は、11月1日（金）から11月7日（木）までになります。
つきましては、「奈良県教育の日（11月1日）」の趣旨に留意され、下記のとおり、「奈良県教育週間」の期間を中心とした授業公開等の教育関連行事に、保護者や地域の方々の積極的な参加を促し、教育に関する理解と関心を高める取組を推進していただきますよう、御準備をお願いします。

記

- 1 新学習指導要領では、社会と学校の連携及び協働による「社会に開かれた教育課程」の実現の重要性が示されました。また、本県においても、奈良県の将来を担う子どもたちを生涯学び続ける自立した社会人に育てるために、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちを育む体制づくりを推進することが重要であると考え、奈良県教育振興大綱に主な取組として明記しています。

各機関におかれましても、これらの方向性を御理解いただき、特に「奈良県教育週間」中の授業公開等の教育関連行事において、より多くの保護者や地域の方々に参加いただき、学校等における教育活動の地域への公開を推進していただきますようお願いいたします。

なお、本年度の各機関の教育関連行事の実施予定につきましては、5月頃に照会する予定です。

- 2 「奈良県教育の日」シンボルマークは、県教育委員会ホームページからダウンロードできます。教育関連行事实施の際に御活用ください。



教 学 第 1 号

平成31年4月4日

各市町村教委教育長
各中・高等学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

2020年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

このことについて、文部科学省及び厚生労働省から、別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

写

30文科初第1553号
職発0221第3号
開発0221第4号
平成31年2月21日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長
永山 賀久

厚生労働省職業安定局長
土屋 喜久

厚生労働省人材開発統括官
吉本 明子

2020年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等の遵守については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、これまでも御尽力願ってきたところではありますが、2020年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、下記によることとしました。

については、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図り、併せて適正な推薦・選考が行われるよう、引き続き特段の御尽力をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるようお願いします。

さらに、採用内定取消しの防止等を図るため、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）等に基づく事前通知制度や事業所名公表制度、

「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の一層の周知、学校とハローワークの十分な連携等による採用内定取消し事案の的確な把握について特段の御配慮をお願いします。

なお、主要な関係機関に対しては、別添 1、2 及び 3 のとおり協力方依頼をしましたので御了知願います。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考開始期日については、2020年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、2019年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

- (2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が2019年9月5日（沖縄県については2019年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、2019年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、2019年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、2019年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、2019年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、2019年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、2019年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、2019年7月1日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により2020年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

未内定者に対する職業指導を早期に実施するため、事業所に対し、選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知するよう協力を求めること。

5 都道府県高等学校就職問題検討会議の開催

平成14年度から設置している都道府県高等学校就職問題検討会議（以下「検討会議」という。）については、都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で、次により開催、運営すること。

(1) 検討会議は、安定所、都道府県私立学校主管部局・雇用対策主管部局、学校側代表及び産業界側代表等の参加を求め、次の事項について連絡又は検討、協議等を行うこと。

ア 求人受理開始日、紹介開始期日、選考開始期日等全国統一して実施すべき事項についての説明又は確認

イ 各都道府県の状況等を踏まえた新規高等学校卒業者の応募・推薦方法のあり方についての関係者の申し合わせ又は確認事項等の協議

ウ 均等な応募・選考の機会の確保のための関係者の申合せ又は確認事項等の協議

エ 生徒に対する効果的な職業指導等を行うための検討

オ 関係業務の効果的な実施等新規高等学校卒業者に係る円滑な労働力の需給調整を図るための方策及び当該方策を実施するに当たっての関係者の連携協力事項の検討、協議

カ その他必要な情報の提供、地域の実情に応じた連絡、検討、協議等

(2) 検討会議で協議された申し合わせ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表するものとする。

また、検討会議の議事については、原則として公開するものとし、都道府県教育委員会は当該議事録の作成・保管等を行い、事務所内に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

6 関係部局間の連携及び関係部局による是正指導の強化

(1) 都道府県教育委員会、私立学校主管部局は、雇用対策主管部局、学校、都道府県労働局、安定所との連携を密にし、上記5により確認又は申し合わせた内容の完全実施等職業紹介の適正な実施に努めること。

また、求人者に対しては、高等学校教育の正常化及び生徒の適正な職業選択の確保のため、選考開始期日を厳守し、求人秩序の確立及び生徒の応募機会の確保を図ることについて協力を求めること。

(2) 申し合わせた期日より早期に選考又は推薦を行おうとするなど、秩序を乱すと認められる事業所又は学校に対しては、厳に自粛を促すこと。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は2019年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であって

も、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

第3 報告

各都道府県における早期に選考及び推薦等を行った事業所及び学校の名称並びにこれらに対して指導した内容について、2019年10月31日までに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長又は厚生労働省参事官（若年者・キャリア形成支援担当）あて報告すること。

写

30文科初第1553号
職発0221第4号
開発0221第5号
平成31年2月21日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
永山 賀久
厚生労働省職業安定局長
土屋 喜久
厚生労働省人材開発統括官
吉本 明子

2020年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成30年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、2019年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるようお願いします。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（新規義務

教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。)及び新規高等学校卒業生(新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。)に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないように配慮をお願いするところであります。

新規卒者をめぐる就職環境は全体として順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない生徒も一定数おります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、2020年3月卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等 1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考開始期日については、2020年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、2019年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県(飯山公共職業安定所管内の地域に限る。)、島根県(松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。)

- (2) 新規高等学校卒業生の推薦開始期日については、推薦文書の到達が2019年9月5日(沖縄県については2019年8月30日)以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、2019年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認(求人票への受理・確認印の押印)を受けた後、当該求人票により高等学校

に求人申込みを行わなければならないこととする。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理は、2019年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、2019年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、2019年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、2019年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、2019年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、2019年7月1日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により2020年4月1日以降とすること。

- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は2019年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。
- 2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い
新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

写

30 文科初第 1553 号
職 発 0 2 2 1 第 5 号
開 発 0 2 2 1 第 6 号
平成 31 年 2 月 21 日

任用を担当する国の機関、独立行政法人及び特殊法人等の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
永 山 賀 久

厚生労働省職業安定局長
土 屋 喜 久

厚生労働省人材開発統括官
吉 本 明 子

2020 年 3 月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦
及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴機関を始め各経営者団体等の御協力により、平成 30 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、2019 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

については、貴機関におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、御協力を賜るようお願いいたします。

新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適性と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）の推薦及び選考開始期日については、2020年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、2019年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

- (2) 新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）の推薦開始期日については、推薦文書の到達が2019年9月5日（沖縄県については2019年8月30日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業生の選考開始期日については、2019年9月16日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づいて、新規高等学校卒業生に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務の的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業生に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、2019年6月1日から開始するものとする。
- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、2019年7月1日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

(ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、2019年6月1日から開始するものとする。

(イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、2019年7月1日から開始するものとする。

(ウ) 学校における求人申込みの受理は、2019年7月1日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、2019年7月1日以降に行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により2020年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は2019年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第1の1(2)から(4)の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

写

職 発 0 2 2 1 第 6 号
開 発 0 2 2 1 第 7 号
平 成 3 1 年 2 月 2 1 日

主要就職情報出版企業団体等代表者 殿

厚生労働省職業安定局長
土 屋 喜 久

厚生労働省人材開発統括官
吉 本 明 子

新規学校卒業者の文書募集について

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、2020年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、学校教育に与える影響なども考慮し、下記のとおりとすることとしましたので、貴団体におかれましても御留意の上、これらの取扱いに格別の御配慮をお願いするとともに貴団体傘下の会員企業等に対する周知につきましても、併せてお願い申し上げます。

記

- 1 新規高等学校卒業予定者（新規中等教育学校卒業者を含む。）を対象とする文書募集の開始時期は、2019年7月1日以降とすること。なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。
 - (1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
 - (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号を掲載すること。
 - (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合の推薦開始期日及び採用選考期日については、次のとおりとすること。
 - (4) 推薦開始期日については、推薦文書の到達が2019年9月5日（沖縄県については2019年8月30日）以降となるようにすること。
 - (5) 選考開始期日については、2019年9月16日以降とすること。
- 2 新規中学校卒業予定者（新規義務教育学校卒業者及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。）を対象とする文書募集は行わないこと。

各公立中・高等学校長 }
各特別支援学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成31年度学校学生生徒旅客運賃割引証 の交付申請について（通知）

このことについて、下記事項に注意の上、平成31年4月26日（金）までに交付申請書及び使用に関する調書を提出してください。

記

- 1 平成31年度の学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の取扱期間は、令和元年5月1日から令和2年4月30日までとする。
- 2 申請については、平成30年度の使用枚数を勘案した上、平成31年度の使用計画を検討し、申請書（第1号様式）及び使用に関する調書（第1号様式別紙）を提出すること。
- 3 交付希望のない学校においても、平成30年度の実績があれば、使用に関する調書のみを提出すること。
- 4 学割証の使用目的の範囲は、原則として次の場合に限られる。
 - （1） 休暇、所用による帰省
 - （2） 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
 - （3） 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
 - （4） 就職又は進学のための受験等
 - （5） 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
 - （6） 傷病の治療、その他修学上支障となる問題の処理
 - （7） 保護者の旅行への随行

5 学割証の発行について

- (1) 学校の代表者は、学割証を学生又は生徒（以下「学生等」という。）に発行するときは、必要事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押しの上で発行すること。
- (2) 新たに入学する学生等に対する学割証の発行は、本人が入学手続きを完了し、学生証を本人に交付した後であれば、入学する以前であっても発行することができる。ただし、乗車券の有効開始日は入学する月の初日以降に限る。

この場合、発行年月日の記入のほか学割証表面余白に「〇年〇月〇日から有効」の例により、有効開始日を朱書きすること。

- (3) 卒業する学生等に対する学割証の発行は、卒業する月の末日まで行うことができる。

この場合、卒業する月の3か月前以降に学割証を発行するときは、学割証表面余白に「〇年〇月〇日まで有効」の例により、学年の終期を朱書きすること。

なお、卒業により使用資格が無くなった場合でも、その乗車券の有効開始日が学年の終期までの日である場合に限って、その有効期間中は使用できる。

(注)「学年の終期」とは学年の終わる月の最後の日をいう。

- (4) 乗車船区間欄及び乗車券の種類欄を訂正する場合は、訂正箇所を抹線し、記名本人の認印又は自署（サイン）で訂正することができる。

その他、発行者が記入する事項については、発行者の職印を押しして訂正することができる。

6 学割証出納簿及び学割証発行台帳の整備について

- (1) 学校の代表者は、学割証の出納及び交付については、学割証出納簿及び学割証発行台帳を備えつけ、出納及び交付の状況を常に明らかにしておくこと。
- (2) 学割証出納簿及び学割証発行台帳の書式は次のとおりとする。

・学割証出納簿

発行年月日	受入れ	払出し	残存枚数	取扱者印	代表者印	記事
		以	下	略		

・学割証発行台帳

発行年月日	学割証番号	使用者		契印	記事
		部科学年	氏名		
		以	下	略	

7 その他、学割証の取扱いについては、平成18年4月11日付け事務連絡で配付している「学生割引のてびき」（西日本旅客鉄道株式会社発行）を参照すること。

8 提出先及び問い合わせ先

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

県教育委員会事務局学校教育課総務係 安川

TEL 0742-22-1101（内線 5256）

0742-27-9849（直通）

FAX 0742-23-4312

*封書による提出の場合は、表に「学割証交付申請書在中」と明記すること。

第1号様式

文 書 番 号

平成 年 月 日

奈良県教育委員会事務局学校教育課長 殿

校長名



平成31年度学校学生生徒旅客運賃割引証交付申請書

平成31年度学校学生生徒旅客運賃割引証を下記のとおり交付されるよう別紙調書を添えて申請
します。

記

交付申請枚数 枚

第1号様式別紙

学校学生生徒旅客運賃割引証使用に関する調査書

学 校 名 _____
 担 当 者 名 _____
 作 成 年 月 日 _____

1 平成30年度学割証使用実績見込み (H30.5.1～H31.4.30)

受 入 状 況		使 用 状 況		
区 分	数 量	目 的	数 量	一人当たりの枚数
1. 繰越枚数	枚	1. 帰 省	枚	枚
2. 30年度分	枚	2. 正 課 教 育	枚	枚
3. 追 加 分	枚	3. 正課外教育活動	枚	枚
		4. 就 職 ・ 受 験	枚	枚
		5. 見 学	枚	枚
		6. 傷 病 治 療	枚	枚
		7. 保護者旅行随伴	枚	枚
		8. 廃 紙	枚	枚
計	(A) 枚	計	(B) 枚	枚
H31.4.30現在保管枚数 (予定) (C) = (A) - (B) 枚				
備 考	一人当たりの枚数は、H30.5.1現在在籍者数で除してください			

2 平成31年度学割証使用計画 (R1.5.1～R2.4.30)

目 的	使 用 枚 数 (予 定)		備 考
	数 量	一人当たりの枚数	
1. 帰 省	枚	枚	一人当たりの枚数は、 R1.5.1現在在籍者予定 数で除してください。
2. 正 課 教 育	枚	枚	
3. 正課外教育活動	枚	枚	
4. 就 職 ・ 受 験	枚	枚	
5. 見 学	枚	枚	
6. 傷 病 治 療	枚	枚	
7. 保護者旅行随伴	枚	枚	
8. 廃 紙	枚	枚	
計	(D) 枚	枚	

3 学生・生徒数

H30.5.1現在在籍者数	R1.5.1現在在籍予定数 (見込)	備 考

(注) 交付申請枚数は (D) - (C) の枚数になります。

教 学 第 5 号

平成31年4月4日

各市町村教委教育長
各中学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

】 殿

奈良県教育委員会教育長

平成32年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部等入学者
選考・選抜の日程について（通知）

このことについて、別紙のとおり定めましたので、関係者に周知願います。

(別紙)

平成32年度奈良県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者選抜・選考の日程

月日曜	高等部					幼稚部				
	高等養護学校	奈良県立特別支援学校 二階堂養護学校 西和養護学校 大宮養護学校	高等学校 ※高等部専攻科を 含む	小学校	養育養護学校	明日香養護学校	養育養護学校	小学校	養育養護学校	幼稚園 ろう学校
1日										
2日										
3日										
4日										
5日										
6日										
7日										
8日										
9日										
10日										
11日										
12日										
13日										
14日										
15日										
16日										
17日										
18日										
19日										
20日										
21日										
22日										
23日										
24日										
25日										
26日										
27日										
28日										
29日										
30日										
31日										
1日										
2日										
3日										
4日										
5日										
6日										
7日										
8日										
9日										
10日										
11日										
12日										
13日										
14日										
15日										
16日										
17日										
18日										
19日										
20日										
21日										
22日										
23日										
24日										
25日										
26日										
27日										
28日										
29日										
30日										
31日										

平成31年4月4日

各市町村教委教育長
各中・高等学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

}

殿

奈良県教育委員会教育長

2019年度高等学校卒業程度認定試験の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施されますので、関係者に周知されるようお願いします。

記

1 趣 旨

高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」という。）は、様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験である。

2 実施主体

認定試験は、各都道府県教育委員会、関係省庁及び関係機関の協力を得て、文部科学大臣が行う。

3 受験資格

認定試験を受けることのできる者は、2020年3月31日までに満16歳以上になる者とする。ただし、大学入学資格を有している者は除く。

4 試験科目

試験科目は以下のとおりとする。

教 科	試 験 科 目
国 語	国 語

地理歴史	世界史A又は世界史Bのうちから受験者の選択する1科目及び日本史A、日本史B、地理A若しくは地理Bのうちから受験者の選択する1科目
公民	現代社会1科目又は倫理及び政治・経済の2科目
数学	数 学
理科	科学と人間生活及び物理基礎、化学基礎、生物基礎又は地学基礎のうちから、受験者の選択する1科目の合計2科目、又は物理基礎、化学基礎、生物基礎若しくは地学基礎のうちから受験者の選択する3科目
外国語	英 語

なお、合格に必要な科目数は、選択した科目により8科目から10科目とする。

合格に必要な科目数	公民の試験科目	理科の試験科目
8 科 目	現代社会	科学と人間生活を含む2科目
9 科 目	現代社会	「基礎を付した科目」から3科目
	倫理及び政治・経済	科学と人間生活を含む2科目
10 科 目	倫理及び政治・経済	「基礎を付した科目」から3科目

※「基礎を付した科目」とは、物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎の4科目である。

5 受験案内配布期間及び配布場所

第1回目 2019年4月8日(月)～5月15日(水)

第2回目 2019年7月19日(金)～9月12日(木)

①県庁東棟2階人権・地域教育課、②県立教育研究所事務局窓口、③県文化会館、④県橿原文化会館で配布

①・②は土曜日、日曜日及び祝日を除く8:30～17:00

③は休館日を除く 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

※休館日：月曜日（その日が休日の場合、翌日以降の平日）

④は休館日を除く 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

※休館日：木曜日（その日が祝日又は休日の場合、翌日以降の平日）

6 願書受付期間

第1回目 2019年4月26日（金）～5月15日（水）（5月15日消印有効）

第2回目 2019年8月29日（木）～9月12日（木）（9月12日消印有効）

7 出願方法

受験案内に添付してある封筒を使用し、文部科学省宛てに書留で郵送する。持参による願書受付は原則として行わない。

8 試験実施期日

第1回目 2019年8月6日（火）・7日（水）

第2回目 2019年11月9日（土）・10日（日）

9 時間割

月 日		第1回 8月 6日（火）	第1回 8月 7日（水）
		第2回 11月 9日（土）	第2回 11月 10日（日）
①	9:30～ 10:20	物 理 基 礎	倫 理
②	10:50～ 11:40	現 代 社 会 政 治 ・ 経 済	日 本 史 A 又 は 日 本 史 B 地 理 A 又 は 地 理 B
	11:40～ 12:40	昼 食 ・ 休 憩	
③	12:40～ 13:30	国 語	世 界 史 A 又 は 世 界 史 B
④	14:00～ 14:50	英 語	生 物 基 礎
⑤	15:20～ 16:10	数 学	地 学 基 礎

⑥	16:40～ 17:30	科学と人間生活	化 学 基 礎
---	-----------------	---------	---------

10 試験方法

主として多肢選択による客観式の検査方法による出題とし、解答はマークシート方式による。

11 試験会場

第1回目 奈良商工会議所（奈良市登大路町36番2号）

第2回目 王寺町地域交流センター（北葛城郡王寺町久度2丁目2番1号）

12 合格発表

第1回目 2019年9月2日（月）（結果通知発送予定）

第2回目 2019年12月5日（木）（結果通知発送予定）

発表の方法は、直接本人宛ての通知をもって行うこととし、全科目合格者には合格証書を、一部科目合格者には、科目合格通知書を送付する。

教 人 第 3 号

平成31年4月4日

各市町村教委教育長 }
各公立学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

管理職「人権教育」研修講座の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひします。

記

1 目 的

新しい「人権教育推進プラン」の趣旨及び内容を理解するとともに、「人権教育の推進についての基本方針」に則り、新しい「人権教育推進プラン」を踏まえた人権尊重の精神に立つ学校づくりを推進する方策について考える研修を実施する。

2 主 催

奈良県教育委員会、奈良市教育委員会

3 日時及び会場

令和元年6月20日（木） 13：30～16：00

県立教育研究所 磯城郡田原本町秦庄22-1

4 参加対象者

県内公立学校の管理職（各校1名）

5 日程・内容等

《全体研修会》

13：30～13：40 開会行事

13：40～15：00 講演「新しい『奈良県人権教育推進プラン』の具現化に向けて
～全ての教育活動に人権尊重の理念を～」(仮)

講師 奈良人権部落解放研究所 理事長 寺澤 亮一 氏

《分散会》

15 : 10 ~ 15 : 55 〈小学校・中学校分散会（大講座室）〉

講義「人権尊重の視点に立つ学校づくりの具体化に向けて」

奈良県人権教育研究会事務局

人権・地域教育課人権教育係 指導主事

〈高等学校・特別支援学校分散会（中講座室1）〉

講義「人権尊重の視点に立つ学校づくりの具体化に向けて」

奈良県高等学校人権教育研究会事務局

人権・地域教育課人権教育係 指導主事

15 : 55 ~ 16 : 00 閉会行事

6 参加申込み

平成31年4月4日付け週報第2314号掲載の行事参加等共通仕様書（参加基本様式）により、令和元年5月17日（金）までに下記宛てFAXで申し込むこと。

県教育委員会事務局人権・地域教育課人権教育係

FAX 0742-23-8609

7 その他

午前11時現在、気象警報が田原本町に発表されている場合、研修会を中止する。

なお、田原本町以外の地域に気象警報が発表されている場合、研修会は開催するが、勤務校の気象状況等に応じて、適切に対応いただきたい。

各市町村教委教育長 }
各学校（園）長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成31年度奈良県立教育研究所“教育セミナー2019”
～次世代の教育を考える～の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教職員へ周知するとともに、参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

指導主事、指定研究員等が、本県の教育に関する課題の解決を目指して平成30年度に行った研究の成果を発表するとともに、教育関係者及び教育に関心のある人と本県教育について共に考える機会とする。

2 対象者

教育関係者及び教育に関心のある人

3 日時及び会場

令和元年6月7日（金） 13：00～16：45

県立教育研究所 磯城郡田原本町秦庄22-1

4 日 程

13：00～13：10 開会式・日程説明

13：10～14：30 全体講演

14：30～15：00 館内見学

15：00～15：45 研究発表1

16：00～16：45 研究発表2

} 詳細は別表参照

5 内容等

(1) 全体講演

演題 21世紀型授業

～子どもたちのプレゼンテーションがなぜ重要か～

講師 京都外国語大学 教授 ガー・レイノルズ 氏

(2) プロジェクト研究発表

本県の教育に関する課題の解決を目指して県立教育研究所の指導主事等と指定研究員がチームを組んで行った研究の成果を発表する。

(3) 個人研究発表

本県教育の向上に役立てるため県立教育研究所の指導主事等の支援を受けて指定研究員が行った研究の成果を発表する。

(4) 研究報告等

大学院研修研究の成果や県内教科等研究会の実践を報告する。

(5) パネル・教材等の展示

県立教育研究所、県教育委員会各課等の取組を紹介する展示や教材会社による展示を行う。

6 旅 費

所属負担とする。

7 参加申込み及び問合せ先

別表を参照し、教育研究所のWebサイトの申込フォームに必要事項を入力の上、令和元年5月28日（火）までに申し込むこと。

県立教育研究所 教科・情報研究部 教科教育係

TEL : 0744-33-8903

別表

研究発表1 (15:00～15:45)

申込 番号	発 表 主 題
	発 表 者
②	【プロジェクト研究Ⅰ】 遊びから主体的な学びへつなぐ幼小接続の在り方 [幼小接続] 田原本町立田原本幼稚園 教諭 川村 梨紗 田原本町立田原本小学校 教諭 南 昌伸
③	【プロジェクト研究Ⅱ】 深い学びを実現する評価の工夫 [言語活動の充実 (小学校外国語活動)] 大和郡山市立矢田南小学校 教諭 大塚まなみ
⑤	【プロジェクト研究Ⅲ】 教員の資質向上 [ICT活用教育 (小学校)] 御所市立大正小学校 教諭 中西 省五
⑦	【プロジェクト研究Ⅳ】 多様な生徒の自立と社会参加に向けた高等学校における特別支援教育—生徒の主体的な取組を促す支援体制づくり— [特別支援教育] 前半 県立二階堂養護学校 教諭 菊川 勉 県立大和中央高等学校 教諭 澤井 勇
⑧	【個人研究】 教科の見方・考え方を働かせる授業の工夫—跳び箱運動の授業づくり— [小学校体育] 広陵町立真美ヶ丘第一小学校 教諭 藏前 拓也
⑩	【大学院研修研究報告】 生徒の自己肯定感を高める教師としての関わり方について [生徒指導] 県教育委員会学校支援課 指導主事 堀岡 匡彦
⑫	【大学院研修研究報告】 早期の算数のつまずきに対応するために—数概念とワーキングメモリに着目して— [特別支援教育] 生駒市立桜ヶ丘小学校 教諭 大塚いずみ
⑭	【大学院研修研究報告】 PASS理論を活かした児童理解と授業づくりについて—小学校高学年算数科の実践を通して— [特別支援教育] 生駒市立鹿ノ台小学校 教諭 柳生 章恵
⑯	【大学院研修研究報告】 自己確証を通じた中学生の自己形成についての検討 [生徒理解] 県教育委員会生徒指導支援室 指導主事 守田 華保

研究発表2 (16:00~16:45)

申込 番号	発表主題
	発表者
②	【プロジェクト研究Ⅰ】 これからの幼小接続を考える [幼小接続 (第2部)] ----- 県立教育研究所 指導主事
④	【プロジェクト研究Ⅱ】 深い学びを実現する評価の工夫 [理数教育 (中学校数学)] ----- 宇陀市立大宇陀中学校 教諭 松井 謙典
⑥	【プロジェクト研究Ⅲ】 教員の資質向上 [ICT活用教育 (高等学校)] ----- 県立香芝高等学校 教諭 川下 優一
⑦	【プロジェクト研究Ⅳ】 多様な生徒の自立と社会参加に向けた高等学校における特別 支援教育—生徒の主体的な取組を促す支援体制づくり— [特別支援教育] 後半 ----- 県立二階堂養護学校 教諭 菊川 勉 県立大和中央高等学校 教諭 澤井 勇
⑨	【個人研究】 教科の見方・考え方を働かせる授業の工夫—地域教材の活用等を通して— [小学校社会] ----- 平群町立平群北小学校 教諭 中澤 哲也
⑪	【大学院研修研究報告】 高等学校国語科における言語感覚を磨く授業の実践研究—語 彙を拡充することと書くことの関わりに着目して— [教科指導] ----- 県立登美ヶ丘高等学校 教諭 小岩 智子
⑬	【大学院研修研究報告】 中学校数学科「数と式」領域における支援—「視空間認知」 の視点から— [特別支援教育] ----- 宇陀市立榛原中学校 教諭 九鬼 淳子
⑮	【大学院研修研究報告】 小学校における学級づくりの—考察—優れた教員の指導方法 から学級経営の体系化を試みる— [学級経営] ----- 奈良市立大安寺小学校 教諭 小野 領一
⑰	【実践報告】 子どもが輝く図画工作の時間 [奈良県小・中学校図画工作・美術教育研究会] ----- 橿原市立鴨公小学校 教諭 永井麻希子

各市町村教委教育長 }
各 園 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成31年度「奈良県幼児の運動能力等実態調査」
調査実施園の募集について（通知）

このことについて、下記により募集しますので、応募についてよろしくお願ひします。

記

1 調査の趣旨

幼児の運動能力等の実態を調査し、幼児期からの運動能力の一層の向上を図る。

2 調査内容

5歳児を対象とした運動能力調査（25メートル走又は往復走、テニスボール投げ、立ち幅跳び、両足連続跳び越しの測定）

3 調査期間

令和元年5月から6月末まで

4 募集対象

県内幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所

5 申込み方法

別紙様式により、平成31年4月19日（金）までに、教育研究所長宛てFAX又は郵送で申し込むこと。

送付先 〒636-0343 磯城郡田原本町秦庄22-1

県立教育研究所教育経営部教育企画係

TEL 0744-33-8902

FAX 0744-33-8909

6 その他

- (1) 調査方法については、平成31年4月23日（火）開催する実施説明会において説明する。
- (2) 平成30年度以前に本調査を実施し、今年度の調査を実施しない園・所については、貸与物品（テニスボール5個 積木10個）を教育研究所に返却すること。

(別紙様式)

第 号
年 月 日

奈良県立教育研究所長 殿

園 名

園長名

平成31年度「奈良県幼児の運動能力等実態調査」の申込みについて

標記の件について、下記のとおり申し込みます。

記

1 園名、住所等

園 名			
住 所			
担当者名			
T E L		F A X	
E-mail			

2 調査を実施する学級数、幼児数

学級数	
幼児数	

3 平成30年度「奈良県幼児の運動能力等実態調査」への参加状況

参加

不参加

※当てはまる方に○を付けてください。

各市町村教委教育長 }
各 園 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成31年度「奈良県幼児の運動能力等実態調査」
実施連絡会の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教職員の参加についてよろしくお願
い
します。

記

1 目 的

幼児の運動能力等の実態調査を円滑に進めるため、調査実施幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所に対し、調査方法及び運動能力の向上につながる運動遊びとその工夫等についての説明を行う。

2 日時及び会場

平成31年4月23日（火） 13:30～14:30

県立教育研究所 磯城郡田原本町秦庄22-1

3 参加対象者

幼児の運動能力等実態調査の実施又は来年度の実施を検討している幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所の教職員

4 内 容

- (1) 調査の概要と調査方法について
- (2) 奈良県小学生の体力テストの現状と運動遊びの工夫について
- (3) 幼児向け運動・スポーツプログラムの普及について

5 参加申込み

平成31年4月4日付け週報第2314号掲載の参加基本様式により、職名、氏名を記入

の上、平成31年4月19日（金）までに下記宛て郵送又はFAXで申し込むこと。

送付先 〒636-0343 磯城郡田原本町秦庄22-1

県立教育研究所教育経営部教育企画係

TEL 0744-33-8902

FAX 0744-33-8909